

平成 29 年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	丹治委員		
番号	—	事業名	事後評価全般
地区名等	—		
<p>(質問等)</p> <p>今さら、全般の質問で申しわけありません。</p> <p>地区毎の調書の 1 ページ目には、事業費が書かれており、2 ページ目には、費用対効果分析の説明が書かれています。費用対効果分析の詳細は終わりの方に詳しく書かれています。しかし、事業費の数字の説明はありません。</p> <p>(質問 1-1) これは、計算の基準年、デフレーター、社会的割引率の違いによるとおもわれるので、できれば明示すべきと思います。</p> <p>(質問 1-2) 事業評価は総事業費の抑制が第 1 であり、費用対効果は 2 番目に見えるのですが、この理解でよいのでしょうか、釈然としない感じが残りますが。</p>			
<p>【回答】 (企画調整課)</p> <p>(質問 1-1)</p> <p>各調書の事業費についての説明資料を追加します。</p> <p>(質問 1-2)</p> <p>事後評価の目的については、青森県公共事業事後評価実施要綱 第 1 により、「事業終了後の事業の効果、環境への影響の確認、事後評価の結果を同種事業の計画・調査の在り方や事業評価手法の見直し等に反映すること」としています。</p>			

平成 29 年度公共事業事後評価に関する質問事項・回答書

委員名	丹治委員		
番号	選定候補 H29-21	事業名	(H30年度選定候補事業) 農業水利施設魚道整備促進事業
地区名等	大畑（むつ市）		
<p>(質問等)</p> <p>米国農務省の水環境の目視評価基準をみると魚の移動阻害については、調査地点から上下流3マイル（約4.8km）を影響範囲として、30cm以上の落差が存在しないことを確認することになっています。この条件が達成されて初めて移動阻害がないと評価します。魚道整備事業においても、魚道建設地点だけでなく、上下流3マイル（合計約9.6km）の範囲において、段差がある場合には、魚の移動阻害対策としての魚道の効果が十分に達成されなくなると思われますが、この点は確認されているのでしょうか。</p>			
<p>【回答】（農村整備課）</p> <p>本魚道整備は、大畑頭首工の既設魚道が老朽化等による漏水や魚道入口の位置等の構造上の問題等があったことから、むつ市、大畑町漁業協同組合及び大畑土地改良区からの強い要望を受け、既設魚道を改修する事業化に至ったものです。</p> <p>本頭首工の下流部については移動阻害箇所の確認は行っていませんが、大畑川に漁業権を有している大畑町漁業協同組合に確認したところ、河口から大畑頭首工までの区間で遡上に支障がある箇所はないと伺っています。</p> <p>また、本頭首工の上流部については、約3km上流と、更に1kmほど上流の薬研温泉西側に砂防ダムが設置されていますが、それぞれ魚道が整備されており、大畑頭首工魚道の整備計画時に、下流から上流まで一体となった魚道の機能向上を図る必要があるとの地域の声を受け、最上流部の大畑川第2砂防ダムに設置された魚道については、平成25年度に県単独事業で改修工事を行っています。</p>			

事後評価調書の事業費説明資料【丹治委員（質問1－1）関係】

H29-1 水産生産基盤整備事業 下風呂地区（風間浦村）

1 総事業費の増減理由について

- ・ 平成18年度再評価時の総事業費は、当初計画の内容と変更がないため同額となっています。
- ・ 第1回計画変更は、当時の海象状況の変化を踏まえ平成17年青森県沿岸漁港沖波調査結果に基づき港内の静穏度の検証を行った結果、沖防波堤をさらに東側に延伸する必要性が出てきたため、整備施設の配置を見直しし、港内に突堤を整備することで地元と調整が図られたため、総事業費が減額となっています。
- ・ 事後評価時の総事業費は、実績で第1回計画変更時の総事業費より減額しています。

2 デフレーター及び社会的割引率の基準年について

- ・ 費用対効果分析におけるデフレーターは、最新の漁港デフレーター「2016 漁港漁場漁村ポケットブック（公益社団法人全国漁港漁場協会）」を参照しており、デフレーター算定の基準年は平成27年としています。
- ・ また、社会割引率は、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（平成29年4月改定水産庁漁港漁場整備部）」の4%を使用しており、算定の基準年は平成29年としています。

事後評価調書の事業費説明資料【丹治委員（質問 1 - 1）関係】

H29-2 国道改築事業 国道 279 号有戸北バイパス（六ヶ所村～野辺地町）

1 総事業費の増減理由について

（当初計画時、再評価時、（再々評価時）、事後評価時）

○再評価時に増額となった理由

	再評価時（平成 21 年度）	事後評価時（平成 29 年度）
①野辺地北 I C 及び県道整備	1 3 億円	
②盛土材の土質改良	9 億円	▲ 3 億円
③法面工の見直し	7 億円	▲ 1 億円
④埋文調査費	6 億円	▲ 2 億円
⑤工事の請負残額		▲ 3 億円
⑥雪寒施設の配置計画見直し		▲ 2 億円
合計	3 5 億円	▲ 1 1 億円

① 野辺地北 I C 及び県道整備

当初、有戸工区にて野辺地北 I C の整備及び県道尾駸有戸停車場線の付け替え工事をする予定だったが、I C 部の用地買収が難航したことから整備できず暫定 I C で供用することになった。

再評価時には用地取得できたことから本事業において野辺地北 I C の整備及び県道尾駸有戸停車場線の付け替え工事することになった。それにより事業費 1 3 億円が増加した。

② 盛土材の土質改良

工事着手後、全線の土質調査をしたところ、盛土に適さない土砂があることがわかった。そのため、土質改良して盛土することとしたため再評価時に 9 億円増加した。

工事の際に土質試験をしたところ、良質土が想定より多かったことにより土質改良費が抑えられたため 3 億円減となった。

③ 法面工の見直し

当初、法面を植生マットで整備していく計画としていたが、現地再調査したところ、切土法面が長く植生マットでは雨水・融雪などにより法面が崩れる恐れがあることから、法面崩壊しにくい厚層基材吹付けに変更し施工することにした。

また、切土法面の下段には洗掘を防ぐため簡易法枠を施工することにした。

これらの工法変更により事業費が 7 億円増加した。

再評価後、現地再調査したところ、設計時より法面全体面積が減ったこと、法面長が短い切土部の簡易法枠施工をやめるなどしたところ 1 億円の事業費減となった。

④ 埋文調査費

再評価時、埋分調査の見積りが 6 億円と計上されたが、埋分調査の試掘により本調査が不要となった箇所があったことから事業費が 2 億円減となった。

⑤ 工事請負残額

工事発注額と受注額の差額により事業費 3 億円減となった。

⑥ 雪寒施設の配置計画見直し

当初計画していた雪寒施設について再評価後に現地再調査したところ、当初想定していた吹雪による視程障害対策箇所において対策不要な場所があったことから防雪柵の設置延長が短くなり 2 億円減となった。

2 デフレータ及び社会的割引率の基準年について

デフレータ及び社会的割引率の算定の基準年は平成 2 9 年としている。社会的割引率は 4 %。

事後評価調書の事業費説明資料【丹治委員（質問1-1）関係】

H29-3 青森港新中央ふ頭整備事業 本港地区（青森市）

1 総事業費の増減理由について

（単位：百万円）

公共事業評価の 実施時期	当初計画時 （平成4年度）	再評価時 （平成17年度）	再々評価時 （平成22年度）	事後評価時 （平成29年度）
総事業費	22,189	22,189	21,574	21,596

- ・再評価時（平成17年度）：総事業費に増減無し
- ・再々評価時（平成22年度）：615百万円減（2.8%）
- ・事後評価時（平成29年度）：22百万円増（0.1%）

◎ 平成22年度再評価調書（別紙P.10）のとおり、事業内容に変更が無いため、「精査」によるものである。

2 デフレーター及び社会的割引率の基準年について

デフレーター及び社会的割引率の算定の基準年は平成29年としている。社会的割引率は4%。